

# 渡部総合法律事務所報酬等基準

(平成16年4月1日施行)

法律相談等	事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		備考	
	1. 法律相談	初回市民法律相談料		30分ごとに5,000円		*初回市民法律相談 = 事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関するものを除くもの
	一般法律相談料		30分ごとに5,000円 ~ 2万円			
2. 書面による鑑定	鑑定料		10万円 ~ 20万円		*事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは依頼者と協議	
民事事件	事件等	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考	
	1. 訴訟事件、その他(手形・小切手訴訟事件を除く)	~ 300万円	8% (最低10万円)	16%	*その他 = 非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件 *事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる *算定不能の場合の経済的利益の額は800万円とする	
		300万円 ~ 3,000万円	5% + 9万円	10% + 18万円		
		3,000万円 ~ 3億円	3% + 69万円	6% + 138万円		
		3億円 ~	2% + 369万円	4% + 738万円		
	2. 調停及び示談交渉事件	1又は5に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる(着手金の最低額10万円)			*示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1	
	3. 契約締結交渉	~ 300万円	2% (最低10万円)	4%	3. 4. 5. *事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる 4. *訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と左記の額の差額とする *具体的な回収のために民事執行事件を受任するときは、その着手金として1の額の3分の1、報酬金として4分の1を別に受けることができる 5. *通常訴訟に移行したときの着手金は、1の額と左記の額の差額とし、報酬金は1に準ずる	
		300万円 ~ 3,000万円	1% + 3万円	2% + 6万円		
		3,000万円 ~ 3億円	0.5% + 18万円	1% + 36万円		
		3億円 ~	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円		
	4. 督促手続事件	~ 300万円	2% (最低5万円)	1又は5の額の2分の1	*訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と左記の額の差額とする *具体的な回収のために民事執行事件を受任するときは、その着手金として1の額の3分の1、報酬金として4分の1を別に受けることができる	
		300万円 ~ 3,000万円	1% + 3万円	1		
		3,000万円 ~ 3億円	0.5% + 18万円	ただし、具体的な回収をしたときに限る		
		3億円 ~	0.3% + 78万円			
	5. 手形・小切手訴訟事件	~ 300万円	4% (最低5万円)	8%	*通常訴訟に移行したときの着手金は、1の額と左記の額の差額とし、報酬金は1に準ずる	
		300万円 ~ 3,000万円	2.5% + 4.5万円	5% + 9万円		
		3,000万円 ~ 3億円	1.5% + 34.5万円	3% + 69万円		
		3億円 ~	1% + 184.5万円	2% + 369万円		
	事件等	分類	着手金	報酬金	備考	
	6. 離婚事件	①調停事件・交渉事件	20万円~40万円	20万円~40万円	*離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、左記①の額の2分の1 *離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、左記②の額の2分の1 *依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡等を考慮し増減できる	
②訴訟事件		30万円~50万円	30万円~50万円			
7. 境界に関する事件	境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他	30万円~60万円	30万円~60万円	*調停および示談交渉事件の場合は、左記の額をそれぞれ3分の2に減額することができる *示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟事件を受任するときの着手金は、左記の額の2分の1 *依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、手数の繁簡等を考慮し増減できる		
		1の額が上回るときは1による				
事件等	弁護士報酬の額			備考		
8. 借地非訟事件	着手金	借地権の額が5,000万円以下の場合	20万円~40万円		*調停および示談交渉は左記に準ずる ただし、着手金および報酬金の額を3分の2に減額することができる *示談交渉から調停、示談交渉または調停から借地非訟事件を受任するときの着手金は、左記の着手金の額の2分の1とする *訴訟事件の場合は1による	
		借地権の額が5,000万円を超える場合	上記金額+5,000万円を超える部分の5%			
	報酬金	申立人	申立の認容	借地権の額の2分の1		
			相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1		
		相手方	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1		
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分		
財産上の給付の認容	財産上の給付額					
9. 保全命令申立事件	着手金	基本	1の着手金の額の2分の1			
		審尋又は口頭弁論を経たとき	1の着手金の額の3分の2			
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき	1の報酬金の額の4分の1			
審尋又は口頭弁論を経たとき		1の報酬金の額の3分の1				
	本案の目的を達成したとき	1の報酬金に応じて受けることができる				

事件等	分類	着手金	報酬金	備考		
10. 民事執行事件	民事執行事件	1の着手金の額の2分の1(最低5万円)	1の報酬金の額の4分の1	*本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に請求できる ただし、この場合の着手金は1の額の3分の1を限度とする		
	執行停止事件	1の着手金の額の2分の1(最低5万円)	事件が重大または複雑なときのみ1の報酬金の額の4分の1			
11. 自己破産等申立事件	(1) 事業者の自己破産	50万円以上	1に準ずる ただし、(1)、(2)の自己破産事件の報酬金は、免責決定を受けたときに限る 民事再生事件の報酬金も、再生計画認可決定を受けたときに限る	*着手金は、資本金、資産、負債額、関係人の数等、事件の規模に応じて定める  *報酬金の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する  *保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる		
	(2) 非事業者の自己破産	20万円以上				
	(3) 自己破産以外の破産	50万円以上				
	(4) 事業者の民事再生	100万円以上				
	(5) 個人の民事再生	20万円以上				
	(6) 会社整理	50万円以上				
	(7) 特別清算	50万円以上				
	(8) 会社更生	200万円以上				
事件等	弁護士報酬の額			備考		
12. 任意整理事件 (11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	事業者の任意整理	50万円以上		*着手金は、資本金、資産、負債額、関係人の数等、事件の規模に応じて定める	
		非事業者の任意整理	20万円以上			
	報酬金	イ 事件が清算により終了したとき  ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したとき  ハ 裁判上の手続を要したとき	弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額	～500万円	15%	イ *配当源資額＝債務者の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額  ハ *相応の報酬金＝当該裁判手続の報酬金基準による
				500万円～1,000万円	10%+25万円	
				1,000万円～5,000万円	8%+45万円	
			5,000万円～1億円	6%+145万円		
			1億円～	5%+245万円		
依頼者および依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額			～5,000万円	3%		
	5,000万円～1億円	2%+50万円				
	1億円～	1%+150万円				
13. 行政上の不服申立事件	着手金	基本 審尋または口頭審理等を経たとき	1の着手金の額の3分の2 1に準ずる	(最低10万円)	*行政上の不服申立事件＝行政上の審査請求、異議申立、再審査請求、その他の不服申立事件	
報酬金	基本 審尋または口頭審理等を経たとき	1の報酬金の額の2分の1 1に準ずる				
事件等	着手金	報酬金		備考		
1. 事案簡明な刑事事件	起訴前	20万円～30万円	不起訴	20万円～30万円	*事案簡明な事件＝特段の事件の複雑さ、困難さまたは複雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう	
		20万円～30万円	刑の執行猶予	20万円～30万円		
2. 事案簡明でない刑事事件 再審事件	起訴前	30万円以上	不起訴	30万円以上	*同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは、別に着手金を受けることができる ただし、事案簡明な事件については、起訴前の着手金の2分の1とする *同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金および報酬金を減額することができる *追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は、着手金および報酬金を減額することができる *検察官上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1または2による	
			求略式命令	30万円以上		
	起訴後	30万円以上	無罪	50万円以上		
			刑の執行猶予	30万円以上		
3. 再審請求事件	起訴後	30万円以上	刑の軽減	軽減の程度による相当額		
			検察官上訴棄却	30万円以上		
4. 保釈、その他	依頼者との協議により被告事件および被疑事件のものとは別に相当な額を受けられることができる			*その他＝勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立		
5. 告訴、その他	1件につき10万円以上	依頼者との協議により受けられることができる		*その他＝告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続		

事件等		着手金	報酬金		備考	
少年事件	1. 家庭裁判所送致前および送致後	20万円～40万円	非行事実なしに基づく審判不開始または不処分		20万円	
	2. 抗告、再抗告および保護処分の取		その他			20万円～40万円
	3. 逆送事件	刑事事件の1および2による ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる			* 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手続の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により増減額することができる * 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、着手金および報酬金を減額することができる * 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、着手金および報酬金を減額することができる	
事件等（手数料の項目）		分類	弁護士報酬の額（手数料）		備考	
裁判上の手数料	1. 証拠保全	基本	20万円+民事事件の1の着手金の額の10%		* 本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金と別に請求できる	
		特に複雑または特殊	依頼者との協議により定める額			
	2. 即決和解	示談交渉を要しない場合	経済的利益の額	～ 300万円	10万円	* 本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない
				300万円～3,000万円	1% + 7万円	
				3,000万円～3億円	0.5% + 22万円	
				3億円～	0.3% + 82万円	
	示談交渉を要する場合		示談交渉事件として民事事件2. 6. 8による			
3. 公示催告			2の示談交渉を要しない場合と同額			
4. 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円～10万円				
	特に複雑または特殊	依頼者との協議により定める額				
5. 簡易な家事審判			10万円～20万円		* 家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの	
事件等（手数料の項目）		分類	弁護士報酬の額（手数料）		備考	
裁判外の手数料	1. 法律関係調査	基本	5万円～10万円		* 事実関係調査を含む	
		特に複雑または特殊	依頼者との協議により定める額			
	2. 契約書類およびこれに準ずる書面の作成	定型		経済的利益の額	～1,000万円	5万円～10万円
					1,000万円～1億円	10万円～30万円
					1億円～	30万円以上
		非定型	基本	経済的利益の額	～ 300万円	10万円
					300万円～3,000万円	1% + 7万円
					3,000万円～3億円	0.3% + 28万円
	特に複雑または特殊		依頼者との協議により定める額			
	公正証書にする場合		上記手数料+3万円			
	3. 内容証明郵便作成	弁護士名表示なし	基本	1万円～3万円		
			特に複雑または特殊	依頼者との協議により定める額		
		弁護士名表示あり	基本	3万円～5万円		
			特に複雑または特殊	依頼者との協議により定める額		
	4. 遺言書作成	定型	10万円～20万円			
		非定型	基本	経済的利益の額	～ 300万円	20万円
					300万円～3,000万円	1% + 17万円
3,000万円～3億円					0.3% + 38万円	
3億円～					0.1% + 98万円	
特に複雑または特殊		依頼者との協議により定める額				
公正証書にする場合		上記手数料+3万円				
5. 遺言執行	基本	経済的利益の額	～ 300万円	30万円		
			300万円～3,000万円	2% + 24万円		
			3,000万円～3億円	1% + 54万円		
			3億円～	0.5% + 204万円		
	特に複雑または特殊		受遺者との協議により定める額			
	裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬請求可			

事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬の額（手数料）		備考	
6. 会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額等	～1,000万円	4%	*資本額等 = 資本額もしくは総資産額のうち高い額または増減資額  *最低額 = 合併、分割 200万円 通常清算 100万円 その他の手続 10万円
			1,000万円～2,000万円	3% + 10万円	
			2,000万円～1億円	2% + 30万円	
			1億円～2億円	1% + 130万円	
			2億円～20億円	0.5% + 230万円	
			20億円～	0.3% + 630万円	
7. 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円（事案によって増減できる）			
	交付手続	1通 1,000円（登記事項証明書、戸籍謄抄本、住民票等）			
8. 株主総会等指導	基本	30万円以上			
	総会準備も指導する場合	50万円以上			
9. 現物出資等証明	（会社法第33条第10項3号に基づく証明）	1件 30万円		*出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して増減できる	
10. 簡易な自賠請求	（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	給付金	150万円以下の場合	3万円	*損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には増減できる
			150万円を超える場合	給付金額の2%	
11. 顧問料	事業者の場合	月額 5万円以上		*事業者につき、事業の規模および内容等を考慮して減額可	
	非事業者の場合	月額 6万円（月額 5,000円）以上			
12. 日当	半日	3万円～5万円		半日（往復2時間を超え4時間まで） 一日（往復4時間を超える場合）	
	一日	5万円～10万円			

裁判外の手数料